

駅通情報

第7号

目 次

時評

一時評

二 記述は駅初開の官使の証（下）

1

三 特殊な形態の駅舎を探る
法制上幼い施設「休憩所・出張所」（中）

3

四 史料寄附お礼

4

駅舎は駅初開の官使の証（上）

全国で本物はただ一つ

三、駅舎の駅舎について

一、前（第六号）においては、大化の改新の駅制、駅舎の使用目的等について記述したが、本編では、「駅舎」に限りますが、世の中には駅舎のよき歴史認識を強引に流行させられて、史実よりも利害が先行して………との説述を頂いた。特に「………」部分は、無いものとおもわれる、感銘を受けた。

○ 第六号で、駅舎について記述したといふ。私は、駅と御を小川常人先生から、「太宰府郊外で、天保年間開拓された駅舎があり、國産万葉にも出品された駅」の御教示があった。私は、その高齢の中で真摯の程にひこて見解を求めたといふ。先生から「裏してその高齢いかがとは歴史に携わるものである。私は、これを西日本新聞社論第七百一号（昭和6年1月）に紹介したが（中略）アメリカの博覧会に出展されるとして日本方がわざわざとおどり。昔の事は、よく言ひぬかのいやう」とだ、と私は思つた。

可憐といい、原車三年駒の鏡といふ。その他諸々利らぬからこそ、多くの人の心を動するのだと思います。なにも、歴史の上に限りますが、世の中には駅舎のよき歴史認識を強引に流行させられて、史実よりも利害が先行して………との説述を頂いた。特に「………」部分は、無いものとおもわれる、感銘を受けた。

二、前（第六号）においては、大化の改新の駅制、駅舎の使用目的等について記述したが、本編では、「駅舎」に限りますが、世の中には駅舎のよき歴史認識を強引に流行させられて、史実よりも利害が先行して………との説述を頂いた。特に「………」部分は、無いものとおもわれる、感銘を受けた。

三、前（第六号）においては、大化の改新の駅制、駅舎の使用目的等について記述したが、本編では、「駅舎」に限りますが、世の中には駅舎のよき歴史認識を強引に流行させられて、史実よりも利害が先行して………との説述を頂いた。特に「………」部分は、無いものとおもわれる、感銘を受けた。

鉄は、元々鉄は割られておらず駅路を交付するさい、駅の指記載した太政官符を交付する。との説を軽えていからず、今後の研究課題としている。

真歴について論議のあるところであるが、陸岐の八種鉄については、文献史料からは少なくとも駅制実施の最初期に實際使用された駅鉄ではなく駅制実施後、廢除期の駅鉄によらないで、便宜的に使われたものか、そうでなければ機造品のいずれかであろうとしている。また、駅鉄は、駅使が京より地方に出て、使命を果して帰ってから二日以内に返きなければならない。また目的地に着いたときは、目的を要して帰るまでの間、駅使が保管するのであるう」としている。

なれど、当時の駅制は、唐の制度を参考にして定められたものではあるが、駅鉄は、日本独自の創案によるものである。(古代の交通・鎌倉時代の交通・日本交通史論等を参考にした)。

特殊な形態の駅通を探る

法制上切の施設「休泊所・出張所」(中)

前「第六号(上)」においては、標題に関して規定に抵触する問題点を取上げたが、本項では具体的に、内地における駅法対象施設としての休泊所・出張所について記述することにしたい。

(一) 休泊所について

1. 平取休泊所

平取休泊所は、下記のとおり休泊所という名稱で駅通所が開設され、かつ、取扱人も正規に任命され、告示されたものである。道内で、明治年代以降、休泊所と唱えた駅通所は、同所以外には設置された記録はない。

さて、この平取休泊所は、本來、平取駅通所という名稱でよかつたものであるのに、あえて、休泊所と唱えるに至った経緯を考えてみると、同所の歴史にあると認められる。

まず考えられることは、①同所は、江戸時代に、通行困難な斜里山道越えの旅人の休泊のために設けられたが、明治二十八年九月に至ってこれが駅通所に昇格した。従来から、一般に休泊所との呼称で通っていたことから、昇格時にもこれを踏襲した。②元來、同所の業種は、宿泊・休憩のみで難立業務は行つておらず、その前後に所在の留邊所と越川の両駅通に依存していく、昇格後も変化はなかった。③昇格の手続き時、道府担当者は、右の一(①)-(④)の事実から、つい、旧態のまま休泊所と記述し、そのまま改組命令され、告示に及んだものではあるまいか。いずれにしても、現在に至っては直営を軽す史料が発掘されず、筆者の推測の域を出ないが、当たらずとも遠からずであると思われる。

なお、駅通所が宿泊・休憩業務に限定して設置されることは、何ら、規定上不都合ではなく、単に、難立業務を営業としているだけのことである。この種の施設は全道的によく見受けられ特に千島列島内駅通所には多數見られるものである。しかし、平取休泊所以外はすべて「○○駅通所」と唱えているものである。しかも、平取

休泊所は前述のとおり、正規に、取扱人が免許されており、駅通所設置条件を満たしているものである。

(二) 出張所について

1. 出張所として申請認可され、かつ、北海道厅告示をもって発布されているものが全道に、次のとおりある。

ア 諏走支庁管内
イ 銚路国支庁管内
ウ 留萌支庁管内
エ 日高支庁管内
オ 十勝支庁管内

一か所 (遠軽)
二か所 (大糸毛・
ビリカネラブ)

一か所 (オホタオマナイ)
一か所 (山道沢)

二か所 (坂ノ下・忠願)

2. 出張所として申請認可されたが、駅通所と唱えているもの。

空知支庁管内

一か所 (岩見沢)

明治年代以降、右「1・2」項目をもつて八か所の出張所が設置されているが、岩見沢は、他の七か所とは形態がやや違っている。同所は、本橋末尾に許認のとおり開設されたが、本来、出張所は駅・駅通所の村屋櫻井として設置されるものと思われるのに、独立した形で開設され、また告示に書かれて駅通所として認可されたのか、あるいは申請どおり出張所として開設されたのか、やや疑問が残るが、恐らく、数年間は空知太駅通所の出張所として存在し、駅通取扱人に杉野寅五郎が任命されたと同時に昇格したものと認められる。詳しくは下記「九」に記述する。

なれど、出張所が後年昇格せず、出張所のまま廃止を運

えたものに付いては道厅から改めて告示発布の措置はとられていない。そのため廃止年月は不明のまま現在に至っている。また、開設告示のきい出張所の営業種目が明示されていないため明らかでないが、おおむね、宿泊(休憩を含む)のみで、廳立業務は営業していないものである。

しかし、山道沢・岩見沢については人足・馬匹を配備しているので、廳立業務をも営業していたものと認められる。

従つて、右、両出張所は、経営者がそれぞれ親・駅通所に居住してて、出張所側は、不在地主的なものとなつてゐるだけで、独立した駅通所と同様の営業形態となつてゐる。

以下、具体的に個々の休泊所・出張所について、その位置・通行状況等を検討するが、開設・廃止の年月は、実際の営業開始又は廃止の年月で、告示年月ではないので、もし、これらを含めて、許認を知りたい向きは申し出られたい。

実は、本稿で取り上げたものは規則・規程・通達等を基礎にしているため、道厅からの上級下達を基として論じてきた。本稿のようによく史料が極めて少ない問題については、ある程度やむを得ないことではある。以下、個別に追求することにしたい。

記

駅名	開設年月	廃止年月	駅	種
岩見沢	明治三十一年一月	昭和十六年二月	駅	人
遠軽	明治三十一年一月	昭和十六年二月	駅	人

休泊所という名の駅通所といえる。休泊所といつても

正式に駅通所として告示されたものである。従つて、公式には、越川駅通所に所属しておらず独立した駅通所であり歴代の取扱人も正規の駅通取扱人として扱われている。あえて、休泊所の名前を付する理由は認められない。

ただ、営業種目は、宿泊・休憩のみで、人足・駆馬は配備されておらず、廳立業務は指定されていない。従つて、越川・留邊断間四里一町三十三間の人馬難立では、越川と留邊断の両駅通所に依存している。

両駅通所間は、距離的にはそれはと遠距離ではないが、全区間急坂の山中であり、かつ、人煙稀な森林地帯である。そのため、調査支店「拓殖開拓」には、「大正十二年以降、利用者はほとんどなく、収入皆無であり取扱人平田久右エ門時職後は出願者なく、昭和九年九月ももつて廃止した。」とある。

なお、同休泊所は、「新里郡新里村字平取」に所在し、越川へ二里、留邊断へ二里一町の中間地点にある。

斜里○……越川○……平取△……留邊断○……糸瀬別○

△は休泊所・出張所を示す。(以下同じ)

(1) 下生田原駅通所遠軽出張所

駅通所名	在	開設年月	廃業年月	開業年月	取扱人	開業年月	廃業年月
下生田原駅通所	西・西	大正一一一〇年四月	昭和十九年五月	大正一一一〇年四月	新田家	大正一一一〇年四月	昭和十九年五月
留邊断駅通所	東	開設年月	廃業年月	開設年月	取扱人	開設年月	廃業年月
糸瀬別駅通所	北	開設年月	廃業年月	開設年月	取扱人	開設年月	廃業年月

は引き続きた角谷榮政が勤務した。

遠軽出張所の開設は、下生田原が野上から移転の直後に行われたものと思われ、下生田原と同時に開設したとの資料もあるが明らかでない。遠軽出張所は、宿泊・休憩のみ営業していたが、大正十二年十月、駅通所に昇格と同時に廳立業務をも引き継ぎ、これと同時に、下生田原は廃止された。

遠軽は、中央道路と放別方面への分岐点に当たる交通上の要點にあり、下生田原からの近隣駅通所への距離は、イクタラハニ里十四町十七間、南ノ下ハ六里三十町、糸瀬別ハ七里二十町である。

糸瀬別○……遠軽△……下生田原○……イクタラハニ里
社名同上、南ノ下△

◎ 史料寄贈お礼

○オホーフクへの道
中央道路開削と駅通

○北海道れきん

○煙荷駅通の存在(新聞)

○旧島松駅通所復存報告書

遠軽 龍敏氏

森川 隆氏
武本 雄蔵氏

発行年月日 平成九年十一月一日
額
発行者 ○○五札幌市南区川沿四条五丁目

無料

史学研究会代表 宇川隆雄

親・駅通所の下生田原は、大正四年四月、假定県道中夷道沿いの野上から移転したもので、移転後も取扱人